

見積書提出依頼

平成31年1月22日(火)13:30

件名	平成30年度農業基盤情報基礎調査地図電子化業務
業務内容等	別紙(仕様書)のとおり
履行期間	契約締結日 ~ 平成31年3月20日
見積書提出場所	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 沖縄総合事務局 総務部 会計課 支出負担行為第2係 ※ 見積書を郵送する場合は下記提出期限までに必着とし、下記見積書に関する問い合わせ先へ受領を確認すること
見積書提出期限	平成31年1月29日(火)13:30厳守
見積書に関する問い合わせ先	沖縄総合事務局 総務部 会計課 支出負担行為第2係 TEL:098-866-0031(内線)81347
仕様書に関する問い合わせ先	沖縄総合事務局 農林水産部 農村振興課 西崎 TEL:098-866-0031(内線)83335
留意事項	発注依頼は、見積書提出期限の17:00までに電話連絡いたします。(発注[1]注のない事業者様への連絡は控えさせていただきますのでご了承ください。)
備考	(1)「オープンカウンター方式実施要領」に基づき手続きを進めますので、要領を熟読の上、見積書を提出してください。 (2)オープンカウンター参加者は、見積書の提出をもって暴力団排除に関する誓約事項(別添)に誓約したものとします。 (3)見積書は任意様式でご提出願います。ただし、下記について御留意ください。 ・提出日及び件名を記載する。 ・宛名は「沖縄総合事務局総務部長」とする。 ・会社名、代表者役職、氏名を記載し、代表者印(又は社印+個人名印)を押印する。 ・見積金額に消費税額(8%)を乗じた金額までを記載すること なお、一円未満の端数がある場合は切り捨てることとする。 (4)契約金額が50万円を超える場合は請書、150万円を超える場合は契約書を交わしますのでご注意ください。 (5)支払いは完了払いとし、適法な請求書を受領した日から30日以内の支払いとします。 (6)仕様書等に関する質問については、上記担当者までご連絡ください。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について入札書又は見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴府（庁）の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報等を警察に提供することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。

3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

平成 30 年度

農業基盤情報基礎調査地図電子化業務

特別仕様書

沖縄総合事務局農林水産部農村振興課

第1章 総則

(適用範囲)

第1-1条

本業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目的)

第1-2条

本業務は、土地改良長期計画の作成及び農業農村整備事業等の効率的かつ効果的な実施に資することを目的として、農業農村整備事業の進捗に伴う農地、基幹的水利施設、農業用ため池等の整備状況について、毎年度、一元的かつ体系的に把握するとともに、多様な立地条件に応じた整備計画の策定に資する類型資料を作成するため、農地、基幹水利施設及び農業用ため池等の整備状況の電子化を行うものである。

(管理技術者)

第1-3条

管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択項目は次のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
技術士	農業	農業土木又は農村地域計画
シビルコンサルティング マネージャー	農業土木	

(担当技術者)

第1-4条

担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。

第2章 作業条件

(適用する図書)

第2-1条

本業務の基本的事項に関しては、「平成30年度農業基盤情報基礎調査調査要領」及び「整備状況把握ツール操作説明書」を優先して適用する。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。

(貸与資料等)

第2-2条

貸与資料は、次のとおりである。

分類	貸与資料	数量
調査・地区概要	平成30年度農業基盤情報基礎調査調査要領	1部
	事業地区別実績調査票	1式
	平成29年度農業基盤情報基礎調査地図電子化業務報告書	1部

地図電子化ソフト	整備状況把握ツール操作説明書	1 式
	整備状況把握ツールインストール DVD	1 式
	地図データ DVD	1 式
	背景図データ DVD	1 式
更新用データ	調査地図	1 式
	整理票	1 式

(貸与資料の取扱い)

第 2-3 条

第 2-2 条に示す貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 貸与資料の記載事項に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

第 3 章 設計作業内容

(作業項目及び数量)

第 3-1 条

本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。

なお、詳細は別紙 1 (作業項目内訳表) に示すものとする。

<作業項目表>

作業項目	数量	備考
1. 地理空間情報の更新	40 地区	

(設計作業の留意点)

第 3-2 条

設計作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。

地理空間情報の更新は、発注者から貸与する整備状況把握ツールを使用して行うものとし、整備状況把握ツールをインストール及び利用するために必要な電算機の要件は、別紙 2 (整備状況把握ツールシステム要件) に示すとおりである。

第 4 章 打合せ

(打合せ)

第 4-1 条

共通仕様書第 1-10 条による打合せについては、主として次の段階で行うものとし、初回及び最終回においては管理技術者が出席するものとする。

初 回 作業着手段階

第 2 回 中間打合せ (適時)

最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

	<p>ただし、別紙 3 に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せを行うこととし、設計変更の対象とはしない。</p> <p>その際、管理技術者は、共通仕様書第 1-11 条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。</p>
<p>第 5 章 成果物 (成果物)</p>	
<p>第 5-1 条</p> <p>(成果物の提出先等)</p>	<p>この業務は、成果物として次のものを提出しなければならない。</p> <p>(1) 報告書（市販のファイル綴じで可）1 部</p> <p>(2) 完了データ（整備状況把握ツールを使用して、第 3-1 条に示す作業後のデータから作成し、CD-R もしくは DVD-R に焼き付け）1 部</p>
<p>第 5-2 条</p>	<p>成果物の提出先及び提出期限は、次のとおりとする。</p> <p>(1)提出先 沖縄県那覇市おもろまち 2 丁目 1 番 1 号 那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館 沖縄総合事務局農林水産部農村振興課</p> <p>(2)提出期限 平成 31 年 3 月 20 日(水)</p>
<p>第 6 章 契約変更 (契約変更)</p>	
<p>第 6-1 条</p>	<p>業務請負契約書第 17 条から第 20 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第 3-1 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。</p> <p>(2) 第 4-1 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。</p> <p>(3) 第 5-1 条に示す「成果物」に変更が生じた場合。</p> <p>(4) 履行期間に変更が生じた場合。</p> <p>(5) 関係機関等対外的協議等により設計計画等に変更が生じた場合。</p> <p>(6) その他</p>
<p>第 7 章 定めなき事項 (定めなき事項)</p>	
<p>第 7-1 条</p>	<p>この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。</p>

第8章 実施条件

(個人情報の保護)

第8-1条

本業務を実施するにあたって、別紙4(個人情報取扱特記事項)に基づき、業務上知り得た情報の開示、漏洩、又はこの業務以外の用途に使用しないこと。また、そのために必要な措置を講じること。

関係者等に対しメールによる連絡をする場合にあっては、他の受信者のメールアドレスが閲覧できないようBCC機能により送信するなど、個人情報等(他の受信者の個人情報以外の情報を含む。)の流出防止に万全を期すこと。

第9章 受注者の責
務(障害者差別解消
法)

第9-1条

本業務を実施するにあたっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)第9条第1項に基づく「内閣府本府における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領※」(平成27年11月2日内閣府訓令第39号)第3条に規定する合理的配慮について留意すること。

※URL : <https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/pdf/taioyoryo.pdf>

平成 30 年度農業基盤情報基礎調査地図電子化業務

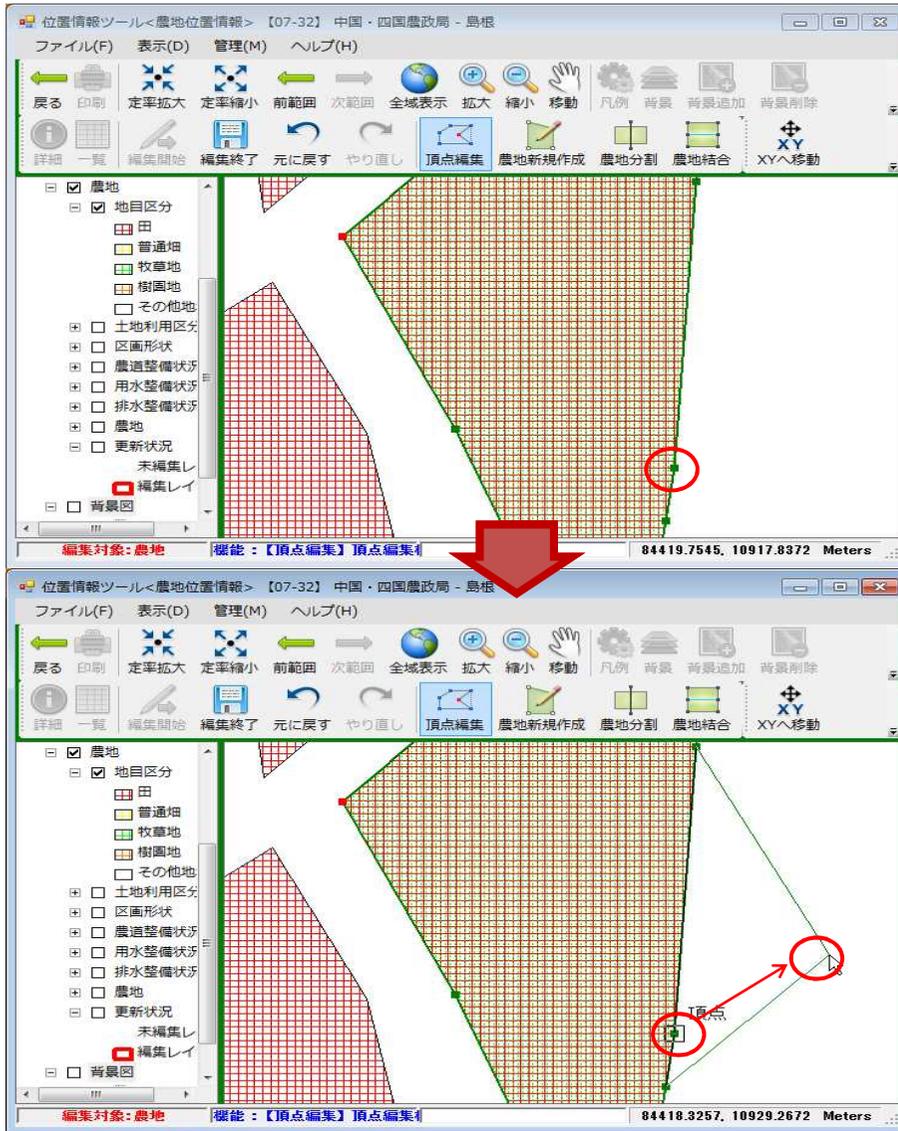
作業項目内訳表

作業項目	作業内容
1. 地理空間情報の更新	<p>調査対象年度に整備を実施した事業地区における農地、基幹水利施設及び農業用ため池等の整備状況（調査対象年度の年度末時点）について、発注者が貸与する調査地図及び整理票に基づき、整備状況把握ツールを使用して（ArcGIS ソフトで直接作業を行わない）位置情報及び属性情報を編集する。（別紙 1-1（編集の参考）参照）</p> <p>なお、調査対象年度は調査実施年度の前年度（平成 29 年度）とする。</p> <p>また、編集する位置情報及び属性情報の種別は、以下のとおりであり、いずれに該当するかは事業地区毎の整備状況によって異なる。（別紙 1-2（位置情報及び属性情報の種別数量）参照）</p> <p>(1) 編集する位置情報（括弧内は編集するベクターデータの種類）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 地目、土地利用計画区分及び整備状況を同一とする農地の領域ごとの農地界（ポリゴンデータ） ② 基幹的農業水利施設の位置（ポイントデータ、ラインデータ） ③ 水利系統（ポリゴンデータ） ④ 農業用ため池の位置（ポイントデータ） <p>(2) 編集する属性情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 農地の整備状況 <p>調査対象年度において整備を実施した事業地区における地目、土地利用計画区分及び整備状況を同一とする農地の領域ごとに、農地の整備状況及び整備面積を編集する。あわせて調査対象年度における農地のかい廃の状況も当該整備面積に反映する。</p> ② 基幹的農業水利施設の整備状況 <p>調査対象年度において整備を実施した基幹的農業水利施設（農業用排水のための利用等に供される施設であって、その受益農地面積が 100ha 以上のもの）を対象に、各施設別の施設諸元、管理団体、建設年度、建設費、受益面積等を編集する。</p> ③ 水利系統の状況 <p>調査対象年度において整備を実施した基幹的農業水利施設について、水利系統（河川等に接続する取排水口を起点とする一連の基幹的農業水利施設の受益農地の範囲）の状況を編集する。</p> ④ 農業用ため池の整備状況 <p>かんがい用水を貯留することを目的に築造された農業用ため池のうち受益農地面積が 2ha 以上のものを対象とし、調査対象年度において整備を実施した農業用ため池について、施設諸元、受益面積等を編集する。</p>

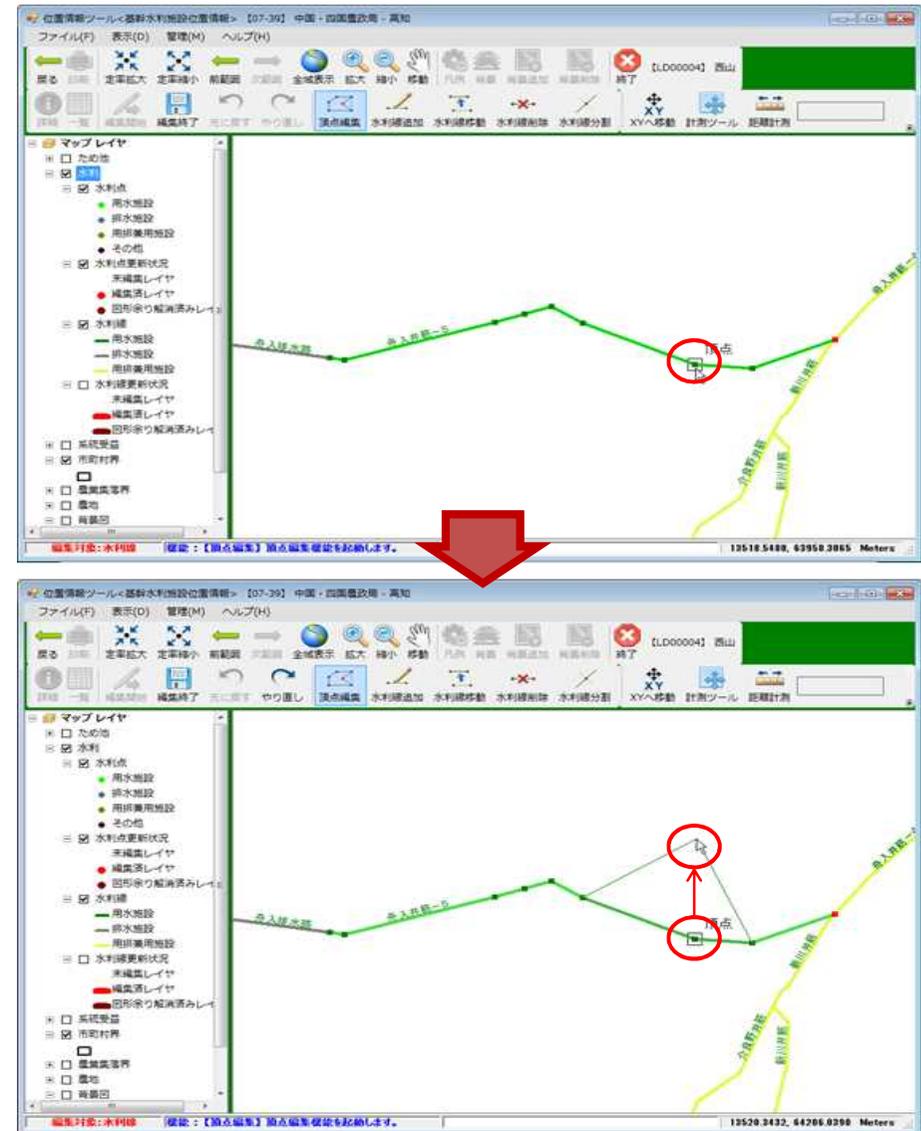
編集の参考

○編集する位置情報の例

① ポリゴンデータ



② ラインデータ



○編集する属性情報の整理票様式

- ① 農地の整備状況整理票
- ② 基幹水利施設整備状況整理票
- ③ 系統水利整理票
- ④ 農業用ため池整理票

基幹水利施設整備状況整理票

施設区分		施設番号		用排施設区分	
基本情報	施設名称			系統	
	施設名称(カナ)			系統用排区分	
	地方農政局等			管理区分	
	都道府県			管理団体名	
	事務所等			管理団体名(カナ)	
	市町村			施設状況	

建設年度	建設費	施設	規模
建設又は 大改修の年度	建設事業費 千円	構造区分	水路等区分
竣工年度	再建設費 千円	A 堤高	水路延長
耐用年数 年	他事業との費用振り分け	A 堤長	開水路
残存耐用年数 年		農水 %	三面張
		治水 %	二面張
受益面積		有効貯水量計画	土水路等
計画		都市用水 %	F 水路
田 ha		発電 %	暗渠
畑 ha		その他 %	ライオン・ハイライン
現在		最大取水量	G 集水渠
田 施設受益 ha		C 構造区分	その他
直接 ha		最大取水量	水路橋
畑 施設受益 ha		水門(排)水量	水門
直接 ha		D 制御通信設備	分水工
		観測設備	調整池
		警報設備	ポンプ
		その他	給水弁
		E 構築	
		最大取(排)水量	

事業情報(更新時)	事業情報(当初)
事業地区名	事業地区名
事業名	事業名
事業主体	事業主体

農地の整備状況整理票

地目	用水
<input type="radio"/> 1:田 <input type="radio"/> 3:牧草地 <input type="radio"/> 2:普通畑 <input type="radio"/> 4:樹園地 <input type="radio"/> 18:非農地	<input type="radio"/> 1:田-ハイライン <input type="radio"/> 2:田-開水路 <input type="radio"/> 3:田-不備 <input type="radio"/> 4:畑-畑かん有り(配水-事業) <input type="radio"/> 5:畑-畑かん有り(他-事業) <input type="radio"/> 6:畑-畑かん有り(非事業) <input type="radio"/> 7:畑-畑かんなし
土地利用計画区分	排水
<input type="radio"/> 1:農振農用地 <input type="radio"/> 3:市街化区域 <input type="radio"/> 2:農振その他 <input type="radio"/> 4:その他	<input type="radio"/> 1:4H排除 地下水位70cm以深 <input type="radio"/> 2:4H排除 地下水位70cm以浅 <input type="radio"/> 3:日排除 地下水位70cm以深 <input type="radio"/> 4:日排除 地下水位70cm以浅 <input type="radio"/> 5:排水不良 地下水位70cm以深 <input type="radio"/> 6:排水不良 地下水位70cm以浅
区画	排水手法
<input type="radio"/> 1:田(1ha以上) <input type="radio"/> 2:田(0.5-1.0ha) <input type="radio"/> 3:田(0.3-0.5ha ほ区均平) <input type="radio"/> 4:田(0.3-0.5ha その他) <input type="radio"/> 5:田(0.2-0.3ha ほ区均平) <input type="radio"/> 6:田(0.2-0.3ha その他) <input type="radio"/> 7:田(0.2ha未満) <input type="radio"/> 8:畑-整形 <input type="radio"/> 9:田畑-不整形	<input type="radio"/> 1:地下水制御システム 区画整理と一体 <input type="radio"/> 2:地下水制御システム 単独 <input type="radio"/> 3:暗渠排水 区画整理と一体 <input type="radio"/> 4:暗渠排水 単独 <input type="radio"/> 5:不備等
農道	整備面積
<input type="radio"/> 1:幅 4m以上 <input type="radio"/> 2:幅 3m-4m <input type="radio"/> 3:不備	m ²

系統水利整理票

系統名	
系統名(カナ)	
系統番号	
地方農政局等	
都道府県	
系統用排区分	
取水口または排水口所在	
地方農政局等	
都道府県	
市町村	
依存する系統	
水系	
接続する河川	

農業用ため池整理票

施設名称	施設番号	
施設名称(カナ)		
地方農政局等		
都道府県		
事務所等		
市町村		
施設状況		
受益面積	ha	
諸元	型式	
	提高	m
	堤長	m
	有効貯水量	千m ³
事業主体		
築造年代		
所有者		
管理主体		
配置形態		
事業地区		
事業区分		
事業主体		

位置情報及び属性情報の種別数量

作業項目	数量			
	種別数量			
	① 農地	② 基幹的農業水利施設	③ 水利系統	④ 農業用ため池
1. 地理空間情報の更新	40 地区	40 地区	0 地区	0 地区

平成 30 年度農業基盤情報基礎調査地図電子化業務
整備状況把握ツールシステム要件

表 1.1 1 ハードウェア要件

No	構成要素	要件	備考
1	CPU	クロック数 2.2GHz 以上 Intel Core Duo、Pentium 4、 Xeon(SSE2 以上)と同等のプロセッサ	
2	メモリ	2.0GB 以上	
3	ディスク容量 (※1)	2.0GB 以上の空き容量	必要ディスク容量は 拠点により異なる
4	ディスプレイ 解像度	SXGA (1280×1024) 以上 (フォントサイズが 96DPI の場合)	画面リサイズ機能や スクロールバーの表 示により、SVGA (800 ×600) や 120DPI に おいても利用可能と する
5	光学ドライブ	CD ドライブ、DVD ドライブが搭載されていること	インストール等に使用
6	ビデオ/グラ フィック アダプタ	24 ビット対応のグラフィックアクセラレータ OpenGL 2.0 以上、または互換性のあるビデオカード ビデオ メモリ: 128 MB (必須)、512 MB (推奨)	

※1 ハードディスクの空き容量は、OS や .NET Framework をインストールした状態での空きデ
ィスク容量を示します。詳細は「表 1.1 2 必要なディスク容量」を参照してください。

表 1.1 2 必要なディスク容量

(単位: MB)

No	拠点	地図 データ	作業用	完了データ 保存先	バックアップ 保存先	システム領域 (ツール本 体)	システム領域 (ArcGIS)	計
1	都道府県	250	350	175	175	250	700	1,900

表 1.1 3 ソフトウェア要件

No	構成要素	製品名
1	OS (※1)	Microsoft Windows 7 SP1 (32bit/64bit) Microsoft Windows 8.1 (32bit/64bit) Microsoft Windows 10 (64bit)
2	システム基盤	Microsoft .NET Framework 4.6 以上 (※2)
3	GIS エンジン	ArcGIS 10.4.1 Engine (※2)
4	データベース	SQLite3 (※3)
5	表計算ソフト (※4)	Microsoft Excel 2010 Microsoft Excel 2013

- ※1 OS のサービスパックについては、現在の最新バージョンである上記バージョンをサポート対象とします。
- ※2 「.NET Framework 3.5(3.5.1)」および「ArcGIS 10.2.1 Engine」は、本ツールのインストーラとは別にインストールする必要があります(それぞれのインストーラは貸与資料に格納)。
- ※3 SQLite3 は、本ツールのインストール時にインストールされます。
- ※4 Microsoft Excel は、地方単独事業等実績調査票管理機能でのみ使用し、それ以外の機能では使用しません。なお、Microsoft Excel には、最新のサービスパックおよび更新プログラムが適用されていることを前提とします。

【別紙3】

(第4-1条関連)

【割合】

下記の業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった同表A～Dまでに掲げる額の合計額に100分の108を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。

ただし、その割合が10分の8を超える場合にあっては10分の8とし、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとする。

業種区分	A	B	C	D
建設コンサルタント(土木関係のもの)	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額

個人情報取扱特記事項

(個人情報保護の基本原則)

- 1 受注者は、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約に基づく業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

- 2 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならない。
この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(業務従事者への周知)

- 3 受注者は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護の徹底について周知しなければならない。

(適正な安全管理)

- 4 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん、又は損傷の防止その他の個人情報の適切な安全管理のために必要な措置を講じなければならない。

(再委託の制限等)

- 5 受注者は、発注者が承認した場合を除き、個人情報の取扱い業務を再委託してはならない。また、再委託する場合にあっては、受注者は、再委託先への必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(収集の制限)

- 6 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(利用及び提供の制限)

- 7 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を当該契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

- 8 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(安全管理の確認)

- 9 発注者は、受注者が取り扱う個人情報の安全管理措置が適切に行われていることを適宜確認することとする。また、発注者は必要と認めたととき、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は受注者が個人情報を取り扱う場所で、当該取扱状況を検査することができる。

(廃棄等)

- 10 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに発注者への返却、廃棄又は消去（以下「廃棄等」という。）しなければならない。なお、受注者がこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報の廃棄等を行った場合には、発注者に対して、速やかにその旨を書面で報告するものとする。

(事故発生時における報告)

- 11 受注者は、この契約に基づく個人情報に関する事項に違反する事態が生じ、又はおそれがある場合は、直ちに発注者へ報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(違反した場合の措置)

- 12 発注者は、受注者が記載事項に違反した場合は、契約を解除することができるとともに必要な措置を求めることができる。

現場説明書

業務名：平成 30 年度農業基盤情報基礎調査地図電子化業務

1. 積算基準の適用と歩掛

この業務の業務費の算定は、平成 5 年 3 月 25 日付 5 構改 D 第 157 号「設計業務の価格積算基準の制定について」に基づくものとする。

また、歩掛の根拠は、見積により決定しており、次の作業歩掛表に示すとおりである。

<作業歩掛表>

作業項目	職種					備考
	主任 技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術 員	
1. 地理空間情報の更新		0.4	0.8	4.0	4.0	40 地区当たり
合計		0.4	0.8	4.0	4.0	

2. 実態調査

この業務において適用した歩掛の妥当性を検証するため実態調査を行うことがある。よって、発注者から調査依頼があった場合には、請負者はこれに協力するものとする。

3. 旅費交通費の基地

この業務における旅費交通費の基地は、那覇市（沖縄県庁）としている。